



平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 荻田 和 宏  
(コード番号：2749 東証第一部)  
問 合 せ 先 管理部長 松 宮 美 佳  
(TEL 052-933-5419)

## 臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 31 日に公表いたしました「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載の通り、当社株主である株式会社 S S B F コンサルティングサービス、J C テクノロジー株式会社及び株式会社 F S (以下、3 社を総称して「請求人ら」といいます。)より、臨時株主総会の招集請求に関する平成 30 年 1 月 30 日付の書面を受領いたしました。

これを受け、当社は、平成 30 年 2 月 1 日公表の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 30 年 3 月下旬に臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催すべく検討と準備を開始した旨をお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時及び目的事項等について決議するとともに、**請求人らの提案である本臨時株主総会に付議する議案 (以下「本株主提案」といいます。)**に対して反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会の開催概要

(1) 開催日時

平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午前 10 時

(2) 開催場所

名古屋市東区葵三丁目 16 番 16 号 ホテル メルパルク NAGOYA 3 階「シリウスの間」

(3) 付議議案

【株主提案】 取締役 1 名解任の件 (解任対象取締役 荻田和宏)

#### 2. 付議議案の要領及び提案の理由・要旨等

【株主提案】 取締役 1 名解任の件 (解任対象取締役 荻田和宏)

(議案の要領)

解任対象取締役を解任する。

(提案の理由・要旨)

平成 29 年 11 月 16 日付の第三者委員会による調査報告書 (要点版) (当社ホームページに掲載) の内容によれば、取締役荻田和宏は、当社のコーポレート・ガバナンスを担う役員として不適切かつ不適格な人物であるため、即時に当社の取締役から解任されるべきである。

#### 3. 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

## 《本株主提案に反対する理由》

### ① 荻田取締役を解任する理由がないこと

請求人らは、当社がホームページにて掲載した平成29年11月16日付の第三者委員会による調査報告書（要点版）によれば、取締役荻田和宏（以下「荻田取締役」といいます。）によるパワーハラスメント又はセクシュアルハラスメントに該当する行為の存在が推認されることを理由として、本株主提案に及んでおります。

しかしながら、平成29年12月22日に公表いたしました「第三者委員会調査報告書に基づく当社の対応に関するお知らせ」（以下「当社対応プレスリリース」といいます。）に記載の通り、第三者委員会による報告書（以下「本報告書」といいます。）は、荻田取締役の行為が状況や頻度等によってはハラスメントに該当し得ると指摘するにとどまるものであり、当社は、本報告書の記載内容を根拠として荻田取締役に取締役としての適格性がないとすることはできないと判断しております。

なお、当社対応プレスリリースに記載の通り、当社は、本報告書において上記指摘がなされたこと自体を真摯に受け止め、コンプライアンス強化のための関連規程の整備及び通報制度の窓口の明確化等を既に実行しております。また、今後も、荻田取締役及び当社役員が中心となり、ハラスメントを断固として許さない環境づくりへの取り組みとして、当社対応プレスリリースに記載の各施策を引き続き進めてまいります。

### ② 当社グループの中長期的な企業価値向上の観点からは荻田取締役を解任すべきではないこと

当社グループにおいては、保育所の新規開設に要する設備資金等は金融機関からの借入れ等により調達しているため、かかる資金調達を適時に実施することが当社グループの中長期的な成長のための重要なファクターとなっております。この点に関し、平成29年11月22日に開催された当社臨時株主総会（以下「前回臨時株主総会」といいます。）の招集請求を受け、当社は、これまで取引のあった複数の金融機関から、前回臨時株主総会の結果如何によっては長期の貸付けが困難となる可能性があること等の伝達を受けておりましたが、前回臨時株主総会の結果及び当社の株主構成の変更等を受け、そのような状況に改善がみられました。しかしながら、今般、本臨時株主総会の招集請求を受け、金融機関から、本臨時株主総会において本株主提案が可決された場合には、現経営体制が変更となる可能性があることから、長期の貸付けを実行することが困難となる可能性がある旨の伝達を受けております。仮に、長期の借入れが困難となった場合、新たな保育所の開設が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与え、ひいては持続的な企業価値の向上を損なう可能性があります。

また、荻田取締役は、代表取締役に就任して以降、当社グループの中長期での持続的な成長を見据え、組織体制の整備、安全管理体制の強化、働きやすい労働環境の実現、各施設の収益性の改善、保育士の離職抑制及び採用促進など、従前手当てが不十分であった様々な課題を解決していくとともに、新たな収益基盤の拡大に取り組んでおります。具体的な取り組みの内容については、当社の有価証券報告書及び決算説明会資料のほか、平成29年11月16日に当社ホームページにて掲載いたしました「議決権行使助言会社グラスルイス及びISSのレポートについて」等も併せてご参照ください。

このような取り組みを継続・発展させ、当社グループの企業価値の一層の向上を目指すには、引き続き荻田取締役が取締役として職務を執行することが不可欠であると考えております。

以上のことから、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点からは荻田取締役を解任すべきではないため、当社取締役会は、荻田取締役の解任を求める本株主提案に反対いたします。

以上